



Title	明治前期司法官資料に関する一考察（二・完）：『明治期官員録・職員録』一八七一～一八八六年の司法省・裁判所名簿資料整理を通じて
Author(s)	田中, 亜紀子
Citation	阪大法学. 2004, 53(6), p. 253-277
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55385
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

明治前期司法官資料に関する一考察（一一・完）

——『明治期官員録・職員録』一八七一～一八八六年の
司法省・裁判所名簿資料整理を通じて——

田中亜紀子

はじめに
資料整理手順ならびに明治前期司法制度概略
明治前期司法官に関する
1 明治前期の裁判所管轄ならびに法学校出身者に関する
2 大審院・控訴院所属司法官異動状況
3 一八八〇～一八八六年における司法官異動状況

おりに
1 資料整理手順ならびに明治前期司法制度概略
2 明治前期司法官に関する
3 一八八〇～一八八六年における司法官異動状況

資料

明治前期司法官資料に関する一考察（二・完）

資料

明治前期司法官資料に関する一考察（二・完）

資 料

明治前期司法官資料に関する一考察（二・完）

資料

戸原 禎國	富田鹿太郎	大阪上等裁判所	大阪上等裁判所	長崎控訴裁判所	長野始審裁判所	八〇判事補八五・六判事 補長。
中澤 重業	中川 渚	中川 高翰	永岡 堯英	永岡 堯英	永岡 堯英	高知裁判所
東京裁判所	名古屋裁判所	東京裁判所	金澤裁判所	金澤裁判所	金澤裁判所	高知裁判所
永島 巖	宇都宮始審裁判所	宇都宮始審裁判所	宇都宮始審裁判所	宇都宮始審裁判所	宇都宮始審裁判所	宇都宮始審裁判所
宇都宮支厅	宇都宮支厅	東京控訴裁判所	東京控訴裁判所	東京控訴裁判所	東京控訴裁判所	東京控訴裁判所
宇都宮支厅	東京控訴裁判所	東京控訴裁判所	東京控訴裁判所	東京控訴裁判所	東京控訴裁判所	東京控訴裁判所
甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所
八〇五判事補八六判事 事長。	判事補八二判事補長。	判事補八二判事補長。	判事補八二判事補長。	四判事長八六評定官。	八〇判事補八二判事長八 六評定官。	七七八一八五判事八二 判事補八二五・六判事補 長。

明治前期司法官資料に関する一考察（二・完）

資料

服部明	八卷矯哉	波多野敬直	新潟裁判所	橋本源之助	土師經典	乘附弘	野間実	野副勤有	野澤保助	野崎啓造	納富利邦
仙台裁判所			新潟裁判所	東京上等裁判所	大審院	長崎裁判所	函館裁判所	京都裁判所	松本裁判所	東京裁判所	熊谷裁判所
仙台裁判所			新潟裁判所	東京裁判所	大審院	長崎裁判所	函館裁判所	京都裁判所	松本裁判所	東京裁判所	熊谷裁判所
若松始審裁判所	相川治安裁判所	廣島始審裁判所	新潟始審裁判所	金澤裁判所	大審院	濱田始審裁判所	宮城控訴裁判所	大津始審裁判所	岩村田治安裁判所	東京始審裁判所	山形始審裁判所
弘前始審裁判所	相川治安裁判所	廣島始審裁判所	新潟始審裁判所	金澤裁判所	大審院	長崎控訴裁判所	宮城控訴裁判所	岡山始審裁判所	上田支厅	東京始審裁判所	福島始審裁判所
弘前始審裁判所	相川治安裁判所	廣島始審裁判所	新潟始審裁判所	金澤裁判所	大審院	長崎控訴裁判所	宮城控訴裁判所	岡山始審裁判所	上田支厅	東京始審裁判所	福島始審裁判所
弘前始審裁判所	相川治安裁判所	廣島始審裁判所	新潟始審裁判所	金澤裁判所	大審院	長崎控訴裁判所	宮城控訴裁判所	岡山始審裁判所	赤間關支厅	東京始審裁判所	福島始審裁判所
八王子支厅	相川治安裁判所	廣島始審裁判所	新潟始審裁判所	金澤裁判所	大審院	長崎控訴裁判所	宮城控訴裁判所	岡山始審裁判所	赤間關支厅	東京始審裁判所	福島始審裁判所
八二二檢事	七七八〇判事補	鹿兒島始審裁判所	新潟始審裁判所	金澤裁判所	大審院	七七八〇判事補	八一判事	七七八〇判事補	八二二判事長	八二二檢事	七七八〇判事補
	所判事補長。	御高治安裁判所	新潟始審裁判所	金澤裁判所	大審院	七七八〇判事補	八二二判事長。	七七八〇判事補	八二二判事長。	八二二檢事。	七七八〇判事補

明治前期司法官資料に関する一考察（二・完）

資料

明治前期司法官資料に関する一考察（二・完）

資料

明治前期司法官資料に関する一考察（二・完）

資料

明治前期司法官資料に関する一考察（二・完）

山崎 莊吉																			
東京裁判所	森谷 強恕	神戸裁判所	津山治安裁判所																
司法省 十等属	山口 亮高	神戸裁判所	高梁治安裁判所	岡山始審裁判所	岡山始審裁判所	岡山始審裁判所													
東京裁判所	松本裁判所	横濱裁判所	新潟裁判所	東京裁判所	福島裁判所	東京裁判所	福島裁判所	東京裁判所	福島裁判所	東京裁判所	東京始審裁判所	宮崎始審裁判所							
東京裁判所	東京始審裁判所	松本裁判所	新潟裁判所	新潟裁判所	新潟裁判所	新潟裁判所	新潟裁判所	新潟裁判所	新潟裁判所	新潟裁判所	東京始審裁判所								
宮城控訴裁判所	岡崎支庁	上田治安裁判所	金澤治安裁判所	京橋治安裁判所	神戸始審裁判所	山形始審裁判所	山形始審裁判所	山形始審裁判所	山形始審裁判所	山形始審裁判所	東京始審裁判所								
宮城控訴裁判所	岡崎支庁	土浦治安裁判所	土浦治安裁判所	京橋区治安裁判所	神戸始審裁判所	神戸始審裁判所	神戸始審裁判所	神戸始審裁判所	神戸始審裁判所	神戸始審裁判所	名古屋控訴裁判所								
八三判事長。	七七八八一判事補	七七八八二判事補	八二判事補	八二判事補	八二判事補	八二判事補	八二判事補	八二判事補	八二判事補	八二判事補	八二判事長。								

資料

山下 次郎	函館裁判所	函館裁判所	函館始審裁判所	函館始審裁判所	函館始審裁判所	函館始審裁判所	七八判事補、八二四治安裁判所判事補長。
山田 久徳	熊本裁判所	熊本裁判所	熊本始審裁判所	熊本始審裁判所	熊本始審裁判所	熊本始審裁判所	七九判事補、八六判事補長。
山田 熊雄	大阪裁判所	大阪裁判所	大阪始審裁判所	大阪始審裁判所	大阪始審裁判所	大阪始審裁判所	七七判事補、八三福知山判事補長。
山田 小太郎	長崎裁判所	長崎裁判所	福知山治安裁判所	福知山治安裁判所	福知山治安裁判所	福知山治安裁判所	川越治安裁判所
山田 弥八郎	十七等	京都始審裁判所	伏見治安裁判所	大阪始審裁判所	大阪始審裁判所	岡山始審裁判所	新潟始審裁判所
山中 正義	大審院	横濱裁判所	土浦支厅	土浦支厅	土浦支厅	土浦支厅	七七判事補、八二四判事。
山邊 勇輔	大阪裁判所	京都始審裁判所	千葉治安裁判所	千葉治安裁判所	千葉治安裁判所	千葉治安裁判所	八〇判事補、八二四判事。
山根 秀介	長崎裁判所	東京裁判所	佐賀始審裁判所	千葉治安裁判所	千葉治安裁判所	千葉治安裁判所	八〇判事補、八四判事補長。
山本 守時	京都裁判所	東京上等裁判所	赤間支厅	赤間支厅	赤間支厅	赤間支厅	七七八〇判事補、八一四判事。
由井 清	横濱裁判所	八王子治安裁判所	横濱始審裁判所	木更津支厅	木更津支厅	木更津支厅	七七八五、六判事長。
湯浅 義男	横濱裁判所	大審院	大審院	横濱始審裁判所	横濱始審裁判所	横濱始審裁判所	八一判事補、八二判事補長。
由比半次郎	弘前裁判所	弘前裁判所	弘前始審裁判所	京都始審裁判所	京都始審裁判所	京都始審裁判所	八一判事補、八二判事。
横尾 則義	神戸裁判所	豊岡裁判所	岡山始審裁判所	青森治安裁判所	松江始審裁判所	松江始審裁判所	八〇判事補、八五判事。
鹿児島裁判所	東京裁判所	中村始審裁判所	岡山始審裁判所	甲府始審裁判所	津山支厅	津山支厅	八〇判事補、八六判事。
鹿児島裁判所	本所治安裁判所	洲本支厅	洲本支厅	八一判事補	津山支厅	津山支厅	八一判事補。
鹿児島裁判所	本所区治安裁判所	洲本支厅	洲本支厅	八一判事補	津山支厅	津山支厅	八〇判事補、八五判事補長。
鹿児島始審裁判所	本所区治安裁判所	本所区治安裁判所	本所区治安裁判所	七七八〇判事補、八一判事。	津山支厅	津山支厅	八〇判事補、八六判事。
岐阜始審裁判所	八〇判事補	八一判事長。	八一判事補	八一判事	津山支厅	津山支厅	八一判事補。
	八〇判事補	八一判事長。	八一判事補	八一判事	津山支厅	津山支厅	八一判事補。

明治前期司法官資料に関する一考察（二・完）

若林為三蔵									横田一義	仙台裁判所
出仕 檢事局 十六年等	檢事局									
大審院 檢事補	檢事補									
七尾始審裁判所	七尾始審裁判所	七尾始審裁判所	七尾始審裁判所	七尾始審裁判所	七尾始審裁判所	七尾始審裁判所	七尾始審裁判所	七尾始審裁判所	七尾始審裁判所	七尾始審裁判所
甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所
甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所	甲府始審裁判所
新潟支厅	新潟支厅	新潟支厅	新潟支厅	新潟支厅	新潟支厅	新潟支厅	新潟支厅	新潟支厅	新潟支厅	新潟支厅
八一検事補。	八一検事補。	八一検事補。	八一検事補。	八一検事補。	八一検事補。	八一検事補。	八一検事補。	八一検事補。	八一検事補。	八一検事補。
										裁判所判事補八二三治安

脇坂 壽	司法省 御用掛 判任取扱	東京裁判所	本田治安裁判所	天王寺治安裁判所	中ノ島治安裁判所	八一判事補。
脇屋 雄六	広島裁判所	熊谷裁判所	浦和始審裁判所	浦和始審裁判所	川越治安裁判所	八〇判事補、八五判事補長。
和田 収蔵	東京上等裁判所	東京上等裁判所	東京控訴裁判所	東京控訴裁判所	下谷区治安裁判所	七八判事。
和田八之進	東京上等裁判所	高知裁判所	大阪控訴裁判所	大阪控訴裁判所	東京控訴裁判所	七七判事、八一所長、八二判事、八五檢事長。
渡邊 衛	長崎裁判所	佐賀始審裁判所	長崎治安裁判所	長崎治安裁判所	大審院	
渡邊 永類	新潟裁判所	高田始審裁判所	高田支厅	高田支厅	福江支厅	
熊本裁判所		高田始審裁判所	高田支厅	高田支厅	所判事補長。	
神戸裁判所		高田治安裁判所	高田治安裁判所	高田治安裁判所	七七判事補、八三判事補	
渡邊 融		新潟裁判所	高田支厅	高田支厅	七七判事補、八四治安裁判	
		鳥取始審裁判所	鳥取始審裁判所	鳥取始審裁判所	七七八八〇判事補、八一檢事	
		高知始審裁判所	高田治安裁判所	高田治安裁判所	補八二一檢事。	
		岐阜始審裁判所	高田治安裁判所	高田治安裁判所		

対象者の七年間の職位は多い順に、判事補（一八四）▽判事（九三）▽判事補→判事（六五）であり、司法官に占める判事補数を考慮すれば当然のことである。しかしながら、職位の変遷が、判事補→判事、検事補→検事という類型に留まらず、判事→検事（一四）、判事補→検事→判事（九）といった変遷も含め、多様な様相を呈していることは興味深い。データからは、現在の裁判官が数年ごとの転勤を繰り返すその慣例がどの段階で定まつたのかを明らかにすることはできなかつた。しかしながら、既に一八八〇年代において、ほとんどの司法官は数年ごとにその所属裁判所を変えている。⁽⁵³⁾異動の周期は定まって居らず、一年で異動した経験を有する者も多いが、毎年異動した者は存在せず、過半数近くは二～四年毎の異動を繰り返している。

また、治安裁判所・支庁・始審裁判所はそれぞれ控訴裁判所（控訴院）の管轄下にあつたが、司法官の異動は一つの控訴裁判所（控訴院）管轄下の裁判所に限られるのか、あるいは限られないのか検討する必要がある（裁判所

の管轄については図2②を参照⁵⁴⁾。七年間同一の控訴管轄内の裁判所に勤務した者は一五六(内、大審院勤務者二)名、三分の一強であり⁵⁵⁾、必ずしも同一管轄内ののみの異動に限定されていないことが判明する。同一管轄内を異動した一五六名が属した管轄の内訳は、大阪(五八)▽東京(五二)▽長崎(一七)▽宮城(一一)▽広島(八)▽名古屋(七)▽大審院(二)▽函館(二)であるが、管轄毎の特色は見いだすことができない、しかし、一五六名の職位に関しては、判事補(一〇五)▽判事補▽判事(二二二)▽判事(一三)▽検事補▽検事(四)▽判事補▽検事(三)▽判事補→判事→検事(二)・その他(七)であり、少なくとも判事補に関しては同一管轄内における異動が多い。また、一五六名に関しては、同一管内において治安裁判所のみ、あるいは始審裁判所のみといつてよう、異動した裁判所のクラスが同じとというケースは見ることができず、ほとんどの場合は、治安裁判所や始審裁判所の間を異動している。しかし、始審裁判所から治安裁判所へ異動した場合、特に判事補については治安裁判所の判事補長に就任するが多く、また始審裁判所ないし支庁の判事補が治安裁判所判事補を兼任している場合、治安裁判所については、判事補長となることが多い。

一方、異なった管轄下の裁判所へ異動する契機については以下のことが判明した。一八八〇～八六年において、異なった管轄へ異動した事例は八〇・八一年間で六〇件、八一・八二年間で一四一件、八二・八三年間で一一、八三・八四年間で一六件、八四・八五年間で五九件、八五・八六年間で五八件である。このような異動は、職位の変遷と無関係に行われることもあるが、やはり昇進(判事補→判事、検事補→検事、あるいは判事補→判事補長という場合)、あるいは判事補→検事補、判事→検事といったことが契機となっている事例が多い。また、八一～八三年間の事例が多い背景としては、検事補及び検事の数が一気に増加した年が一八八二年であり、対象とした四七例においては、八二年のみ、あるいは八二年以降、判事補あるいは判事から検事補あるいは検事に転身した者が

少なくないことが挙げられる。しかしながら、個々の事例における異動の原因については、各人の司法官としての能力その他を考慮する必要があり、その詳細については、今後の研究が待たれる状況にある。

おわりに

以上、資料の紹介および資料より判明するいくつかの事柄について検討を行った。資料整理の対象期は一八七一年（一八八六年）という短い期間であり、また今後さらに資料の精度を高める必要があるが、民事判決原本の研究の際、あるいは明治期の司法制度の研究の際に少しでも役立つことがあれば幸いである。繰り返しになるが、本稿では図1～3および資料3を掲載するに留まり、母体とした資料1および2については、今後適切な方法を考慮し、インターネット上の資料データ公開ないし希望者に対する配布⁵⁶を行う予定である。データを入手された方々データをさらに発展させ、活用していただきたい。

- (1) 川口由彦編『明治大正町の法曹 但馬豊岡 弁護士馬袋鶴之助の日々』法政大学出版社、二〇〇一年。橋本誠一「弁護士鈴木信雄と近代地域社会（二）」「法政研究」五巻三・四号、二〇〇一年。安竹貴彦「大坂町奉行所」から『大阪府』へ（一）・（二・完）『奈良法学雑誌』第一二巻三・四号、第一四巻二号、二〇〇〇、二〇〇一年など。
- (2) 寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』全六巻、寺岡書洞（一九七六一九八一年）。
- (3) ただし、江藤が司法卿在任中に設置された府県裁判所は三府二三県のみであり、出張裁判所も開設されなかつた。（三）阪佳弘「第9章 司法制度」山中永之佑編『新・日本近代法論』法律文化社、二〇〇二年。
- (4) おそらく本籍地だと思われるが、年により異なる場合もあるので、断定はできない。
- (5) 解部を挟んで大属以下七〇名が掲載されたのは司法本省ではなく、裁判所に所属したことを示すのであろうか。
- (6) 東京・大阪・長崎・福島（八月に宮城に移転）に設置。

- (7) 各府県に設置。同一八七五年五月以降、各地に府県裁判所の支庁が設置。
- (8) 久保田穰「明治司法制度の形成・確立と司法官僚制」利谷ほか編『法における近代と現代』日本評論社、一九九三年。
- (9) 一八七九年までは検事および検事補は「司法省」に掲載されていた。
- (10) 沖縄県兼判事補二名。
- (11) 沖縄県兼判事二名。
- (12) 沖縄県兼判事一名。
- (13) 沖縄県兼判事補二名。
- (14) 三阪前掲論文一八六頁。
- (15) 太政官達 第百二号（十二月二十六日）。判事の任用資格の原則は「判事ニ登用スルハ法学士代言人及ヒ試験ヲ行ヒ及第シタル者ニ限ルヘシ」（第一条）だが、試験合格者以外にも「判事補ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ転官シタル者・法学士代言人及ヒ試験及第者ニシテ判事ノ職ヲ奉シ格ニ適スル者・曾テ判事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ転官シタル者・法学士代言人及ヒ試験及第者ニシテ判事ノ職ヲ奉シ転官シ若クハ法学士ニシテ他ノ官庁ニ奉職ノ者」（第九条）が認められていた。また、「検事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シタル者ハ判事定員ニ欠アル時判事ニ転任セシムルコトアルヘシ」（第十条）というように検事から判事への転任も認められていた。
- (16) 沖縄県兼判事少書記官一名。
- (17) 沖縄県兼判事補四名。
- (18) 檢事沖縄県令一名。
- (19) 檢事補沖縄七等警部二名。
- (20) 檢事心得五名。
- (21) 沖縄県二名。
- (22) 沖縄県兼判事一名。
- (23) 沖縄県二名。
- (24) 沖縄県兼判事一名。
- (25) 沖縄県兼判事補四名。
- (26) 沖縄県兼判事補三名。
- (27) 兼檢事補沖縄県警部二名。
- (28) 清国兼檢事補三名。
- (29) 朝鮮京城檢事補心得三名。

- (24) 沖繩県三+小笠原三+朝鮮三+露国二名。
- (25) 沖繩県兼判事一+兼判事清国上海總領事一+天津一+兼判事朝鮮京城一+同元山津一+同仁川一名。
- (26) 沖繩県兼判事補四+小笠原嶋兼判事補一+朝鮮釜山一+同元山津一+同仁川一名。
- (27) 兼檢事補沖繩県警部二+清国兼檢事補一+朝鮮元山津檢事補心得二+同仁川一名。
- (28) 沖繩県四+小笠原三+朝鮮五+露国二名。
- (29) 沖繩県兼判事一+兼判事清国上海總領事一+天津一+兼判事朝鮮京城一+同釜山一+同元山津一+同仁川一名。
- (30) 沖繩県兼判事補四+小笠原嶋兼判事補一+朝鮮京城一+釜山一+同元山津一+同仁川一+露国一名。
- (31) 兼沖繩県大書記官一名。
- (32) 兼檢事補沖繩県警部一+清国上海一+清国天津一+朝鮮京城一+同元山津檢事補心得二+同仁川一+露国一名。
- (33) 沖繩県六+小笠原三+清国一+朝鮮五名。
- (34) 判事試輔を含む。
- (35) 沖繩県兼判事一+兼判事清国上海總領事一+天津一+兼判事朝鮮釜山一+清国香港一名。
- (36) 沖繩県兼判事補四+小笠原嶋兼判事補二+朝鮮京城一+釜山一+同元山津二+同仁川一名。
- (37) 兼沖繩県大書記官一名。
- (38) 兼檢事補沖繩県警部二+清国天津一+朝鮮京城一+釜山一+同仁川二名。
- (39) 沖繩県六+朝鮮京城一+釜山一+元山津一+仁川一+清国香港一名。
- (40) 一八八六年に判事試補が配置されたのは、東京・浦和・大阪・神戸・名古屋・広島始審裁判所。
- (41) 始審裁判所と治安裁判所の兼任などの重複人はそれぞれの場でカウントしている。
- (42) 府県裁判所廃止と地方裁判所設置は一八七六年九月の太政官布告で定めされたが、一八七六年の『官員録』は同年三月にまとめられているため、裁判所の廃止・設置の影響は翌年の一八七七年度に現れる。
- (43) 菊山正明『明治國家の形成と司法制度』御茶の水書房、一九九三年。
- (44) 加太邦憲『自歴譜』岩波文庫、一九八二年。一一五頁、一三一・二頁。第二期生からの留学者数は不明。
- (45) 加太は四等出仕。『自歴譜』(一七頁)には、「明治九年七月二十六日、司法省十等出仕(月給四十円)に補せらる。」

とあり、「官員録」とは異なっている。

(46) 一八八四年東京控訴裁判所検事。

(47) 手塚は八五年司法省学務課、文部省御用掛、百地は八五年神戸始審裁判所検事補、翌八六年に神戸支庁判事補、河野は八五・六年とも始審裁判所判事補。

(48) 明治一七年判事登用規則 第二条「法学士代言人及ヒ試験及第者ヲ登用スル時ハ先ツ始審裁判所ノ御用掛ヲ命シ一年以上事務ヲ見習ハシメ判事定員ノ欠員アルニ隨ヒ基本官ニ任スルモノトス」によるものか。

(49) 前掲「自歴譜」一八八頁。

(50) 北村精と北村精一は、氏名の類似性および赴任先から同一人物と見なした。

(51) それ以外に複数以上の事例としては、その他→大審院（以下「大」）＝七名、「控訴」→その他→「控訴」＝六名、「控訴」→その他→「大」＝三名、その他→「控訴」→その他→「控訴」＝三名、「大」→その他→「控訴」＝一名、その他→「大」→「控訴」→その他→「大」＝一名など。

(52) 四四七名中、大審院および司法省本省勤務経験者は六一名。

(53) 七年間同一の裁判所に勤務した者は四四七名中一四名。

(54) 中村治安裁判所は、高知県（大阪控裁管轄）と福島県（宮城控裁管轄）の二種類ある。

(55) 二つの控訴管轄内を異動した者は一六二名。

(56) 当分の間はメールによる配布を予定している。問い合わせ先：atanaka@nike.eonet.ne.jp 田中迄。